

家庭用温水暖房契約（1-1供給区域・1-2供給区域）選択約款 新旧対照表

旧	備考	新
<p>2. 選択約款の変更 (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用温水暖房契約選択約款（新発田地区・中条地区）によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>3. 用語の定義 この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。 「家庭用ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、4-1-1の専用住宅または4-1-2の併用住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室の床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器、または温水温風暖房機器をいいます。 6. 「基本料金（税込）」「基準単位数（税込）」・・・基本料金及び基準単位数それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。</p> <p>4. 適用条件 1. この選択約款は、別に定めるガス小売り供給約款別表第1-1供給区域（新発田地区）および別表第1-2供給区域（中条地区）に適用します。 2. この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。 (1) 床暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。 ① 専用住宅で使用する。 ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。 (2) 一需要場所におけるメーター号数が16号以下であること。</p> <p>8. 料 金 (1) 当社は別表の料金表を適用して、本体料金を算定いたします。 (2) 当社は、本体料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>9. 単位数の調整 (ガス小売り供給約款で定める別表第1-1旧級区域)</p>	<p>変 更</p> <p>訂 正</p> <p>削 除</p> <p>追 加</p> <p>追 加</p> <p>変 更</p>	<p>2. 選択約款の変更 (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用温水暖房契約選択約款（ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域・1-2供給区域）によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>3. 用語の定義 この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。 「家庭用ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、4(2)①イの専用住宅または4(2)①ロの併用住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室の床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器、または温水温風暖房機器をいいます。 (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。 (7) 「単位数」とは、9に定める基準単位数または調整単位数をいいます。</p> <p>4. 適用条件 (1) この選択約款は、別に定めるガス小売り供給約款別表第1-1供給区域および別表第1-2供給区域に適用します。 (2) この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。 ① 床暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。 イ 専用住宅で使用する。 ロ 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。 ② 一需要場所におけるメーター号数が16号以下であること。</p> <p>8. 料 金 (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。 (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>9. 単位数の調整 (1-1) ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域)</p>

旧	備 考	新
<p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表の2の(2)のとおりといたします。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料単価、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表2の(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p>	<p>訂 正</p> <p>訂 正</p> <p>訂 正</p> <p>追 加</p> <p>追 加</p> <p>追 加</p>	<p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表1の(3)のとおりといたします。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表1の(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(1-2) ガス小売り供給約款別表第1-2供給区域</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表1の(3)のとおりといたします。</p> <p>調整額(1立方メートル当たり)</p> <p>= 平均原料価格 - 基準平均原料価格) ÷ 1,000円 × 調整単価 (計算結果の小数点第3位以下の端数を四捨五入します。)</p> <p>調整単位数料金(1立方メートル当たり)</p> <p>= 基準単位数料金 + 調整額 × (1 + 消費税率) (計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。)</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び調整単価は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) 88,550円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表1(3)で定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)</p> <p>③ 調整単価(天然ガス1トンにつき1,000円単位の単価) 0.719円</p> <p>(備考) トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。</p>
<p>附 則</p> <p>1. 実施の期日 2021年11月2日から実施します。</p> <p>2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置</p>	<p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p>	<p>付 則</p> <p>1. この選択約款の実施期日 この選択約款は、2023年10月23日から実施いたします。</p> <p>2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置</p>

旧	備 考	新																				
<p>当社は、別表第1-1 供給区域において、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021年11月30日に属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款および小売り供給約款の変更前の選択約款および小売り供給約款に基づき算定致します。</p> <p>3. この選択約款の揭示</p> <p>(別 表)</p> <p>1. 早収料金及び消費税相当額の算定方法 (ガス小売り供給約款別表第1-1 供給区域の場合)</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</p> <p>(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切り捨て)</p> <p>①早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率) ②遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p> <p>(ガス小売り供給約款別表第1-2 供給区域の場合)</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切り捨て)</p> <p>①早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率) ②遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p>	<p>変 更</p> <p>追 加</p> <p>変 更</p> <p>削 除 変 更</p> <p>追 加</p> <p>変 更 変 更</p> <p>変 更 削 除</p> <p>削 除 削 除</p> <p>削 除</p> <p>削 除 削 除</p>	<p>当社はガス小売り供給約款別表第1-2 供給区域において、料金算定期間の末日が2023年10月23日から2023年10月31日に属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款およびガス小売り供給約款の変更前の選択約款およびガス小売り供給約款に基づき算定いたします。</p> <p>3. この選択約款の実施に伴う移行措置</p> <p>当社はガス小売り供給約款別表第1-2 供給区域において、この選択約款の実施に伴う移行措置として、この選択約款9. 単位料金の調整(1-2)にて算定した調整単位料金から、以下の単価を差し引きます。</p> <table border="0"> <tr> <td>2023年11月適用</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>33.00円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2023年12月適用</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>26.40円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2024年 1月適用</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>19.80円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2024年 2月適用</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>13.20円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2024年 3月適用</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>6.60円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>4. この選択約款の揭示</p> <p>(別 表)</p> <p>1. 早収料金及び消費税相当額の算定方法</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。</p> <p>(2) 従量料金は、基準単位料金又は、9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</p> <p>(4) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)</p> <p>料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)</p>	2023年11月適用	1立方メートルにつき	33.00円	(消費税相当額を含みます)	2023年12月適用	1立方メートルにつき	26.40円	(消費税相当額を含みます)	2024年 1月適用	1立方メートルにつき	19.80円	(消費税相当額を含みます)	2024年 2月適用	1立方メートルにつき	13.20円	(消費税相当額を含みます)	2024年 3月適用	1立方メートルにつき	6.60円	(消費税相当額を含みます)
2023年11月適用	1立方メートルにつき	33.00円	(消費税相当額を含みます)																			
2023年12月適用	1立方メートルにつき	26.40円	(消費税相当額を含みます)																			
2024年 1月適用	1立方メートルにつき	19.80円	(消費税相当額を含みます)																			
2024年 2月適用	1立方メートルにつき	13.20円	(消費税相当額を含みます)																			
2024年 3月適用	1立方メートルにつき	6.60円	(消費税相当額を含みます)																			

旧	備 考	新												
<p>2. 料金表</p> <p>(1) 基本料金 適用地区：ガス小売り供給約款第1-1供給区域（新発田地区）及び別表第1-2供給区域（中条地区）</p> <p>(2) 基準単位料金 適用地区：ガス小売り供給約款第1-1供給区域（新発田地区）</p> <p>(3) 調整単位料金 適用地区：ガス小売り供給約款第1-1供給区域（新発田地区）の場合</p> <p>(2) 基準単位料金 適用地区：ガス小売り供給約款第1-2供給区域（中条地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">その他期</th> <th style="width: 50%;">冬 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">ガス小売り供給約款</td> <td style="text-align: center;">65.46円 (消費税相当額を含みます。)</td> </tr> </tbody> </table>		その他期	冬 期	1立方メートルにつき	ガス小売り供給約款	65.46円 (消費税相当額を含みます。)	<p>追 加</p> <p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>追 加</p> <p>削 除</p> <p>変 更</p> <p>追 加</p>	<p>2. 料金表</p> <p>(1-1) ガス小売り供給約款別表1-1供給区域</p> <p>(1-2) ガス小売り供給約款別表1-2供給区域</p> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">その他期</th> <th style="width: 50%;">冬 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">ガス小売り供給約款</td> <td style="text-align: center;">98.89円 (消費税相当額を含みます。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>		その他期	冬 期	1立方メートルにつき	ガス小売り供給約款	98.89円 (消費税相当額を含みます。)
	その他期	冬 期												
1立方メートルにつき	ガス小売り供給約款	65.46円 (消費税相当額を含みます。)												
	その他期	冬 期												
1立方メートルにつき	ガス小売り供給約款	98.89円 (消費税相当額を含みます。)												